平成２６年（フ）第１５号
岩手県滝沢市巣子72番地64
破産者　薄井　　豊
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３０号
川崎市宮前区野川3029番地２　ファーレ野川Ａ―206
破産者　小笠原富樹
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
川崎市麻生区高石２丁目41番17号　コンヴィスタⅣ102、前住所東京都狛江市西野川１丁目23番４号
破産者　木下　直哉
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
静岡県磐田市掛塚523番地１
破産者　鈴木　専一
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８５３号
愛知県あま市上萱津森４番地　アムールＫＡＴＯ４Ａ号、開始決定時の住所愛知県あま市上萱津八剱100番地１
破産者　恒屋酒店こと大加園こと仲寿しこと　恒川　昌美
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５７号
名古屋市熱田区八番２丁目20番27号
破産者　加藤　正直
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８７号
大阪市天王寺区逢阪１丁目３―38　ＮＣＡ夕陽ヶ丘704号、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町９丁目３番12―2001号
破産者　深井　　勝
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７４号
大阪府摂津市千里丘２丁目10番４号
破産者　松田　康宏
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８１号
大阪市東淀川区柴島２丁目15番５―117号、前住所兵庫県篠山市西八上54番地12
破産者　中藤　昌哉
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４０号
京都府福知山市前田新町356番地の５
破産者　袖山　圭司
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０５号
大阪市西区本田３丁目２―６　三福マンション901号、住民票上の住所大阪市西区九条南４丁目20番１号
破産者　袖山　忠士
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３３号
東京都千代田区内神田３丁目３番５―901号、開始決定時の住所大阪市中央区瓦町１丁目６番１―4605号
破産者　岡田　光清
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７３号
大阪市鶴見区緑３丁目９番18号、前住所大阪市鶴見区鶴見６丁目４番９号
破産者　村田　欣一
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８９号
奈良県葛城市長尾217番地２
破産者　森田　安司
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２００２号
大阪府摂津市三島２丁目２番29―202号　エステート三島、前住所大阪府高槻市富田丘町11番13―201号
破産者　新垣　雅博
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６１号
大阪府八尾市渋川町７丁目３番63号
破産者　平野自動車工業所こと　金丸富貴雄
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部